

令和5年度第1回 朝霞市景観審議会 次第

日時 令和6年3月25日（月曜日）
午前9時30分から
場所 朝霞市役所 別館5階
大会議室（手前）

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議題
（1）景観づくり団体の認定について
- 4 閉 会

議題（１）

景観づくり団体の認定について

受付日	令和5年1月25日
受付番号	No. 20

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	若櫛-wakakeyaki-	団体構成員の数	40人
申請日	令和5年1月25日	活動範囲	市内全域
活動目的	よさこい踊りの演舞披露により地域を活気づけ、「よさこい」が朝霞市において活発的に行われ、老若男女問わず笑顔に満ち溢れた街の魅力と良さを伝えていく。		
活動内容	よさこい踊りを様々な地域で演舞披露し、また観覧して下さるような SNS などを利用し、イベントなども PR する。		
備考			

認定要件 適合状況	
判定 (○/×)	認定要件（朝霞市景観計画抜粋）
○	<p>景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる</p> <p>当該団体は、朝霞市民まつり彩夏祭をはじめとした様々なイベント等に参加している団体である。よさこい鳴子踊りにより人が集い、笑顔があふれるにぎわいの景観を演出する一端を担っており、ゾーン別景観づくりの方針に位置づける「<u>基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における、人が集いやすくなる空間づくり</u>」や「<u>にぎわいの創出</u>」に適合している。(P25)</p> <p>また、地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで多くの人を訪れたいと感じるまちを目指す景観づくりの目標3「<u>訪れたいと感じるまち</u>」にも適合している。(P20)</p>
○	<p>土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない</p> <p>当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。</p>
○	<p>営利、政治又は宗教に係る活動でない</p> <p>当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。</p>

認定の可否	可
-------	---

受付日	令和5年12月5日
受付番号	No. 21

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	あさかエリアデザイン会議	団体構成員の数	12人
申請日	令和5年12月5日	活動範囲	朝霞駅南口周辺
活動目的	朝霞のまちで、住んでいる人も訪れる人も、誰もが『居心地が良く、歩きたくなるまち』と、『人でのぎわう魅力的な商業エリア』の創出を目指して、公園や街路空間の活用を軸に、イベントやワークショップを実施する。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント（アサカストリートテラス、ちいさなテラス等） ・キッチンカー出店 ・チョークアート ・イルミネーション ・交通安全対策ワークショップ ・未来ビジョンの策定 		
備考			

認定要件 適合状況	
判定 (○/×)	認定要件（朝霞市景観計画抜粋）
○	<p>景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる</p> <p>当該団体は、人中心の居心地が良く歩きたくなるまちなかの構築や、パブリック空間を利活用した商業及びにぎわいの活性化、ウォークアブルなまちなかを目指すための未来ビジョンの策定に取り組む団体である。</p> <p>景観重要公共施設及び景観づくり重点地区に指定されている「公園通り及びシンボルロード（P47, 別冊P2）」等で「ASAKA STREET TERRACE」や「ちいさなテラス」などのイベントを開催し、また日常においてもキッチンカーの出店によるにぎわいの景観を創出し、ゾーン別景観づくりの方針に位置づける「<u>基地跡地周辺や河川周辺の公共施設における、人が集いやすくなる空間づくり</u>」や「<u>にぎわいの創出</u>」に適合している。（P25）</p> <p>また、朝霞駅前通りの一方通行化や周辺道路を含めた交通安全対策を市民と一緒に検討する「歩きやすい駅前通りを考えるワークショップ」を開催するなど、市民と協働して景観づくりを進めることでだれもが愛着を感じるまちを目指す景観づくりの目標2「<u>住みたい、住み続けたいと感じるまち</u>」及び目標4「<u>みんなで作る愛着あるまち</u>」にも適合し、ゾーン別景観づくりの方針に位置づける「<u>買い物や通勤など日常生活に密着した生活道路において、歩行者空間の確保に努めることで、安全で快適な道づくり</u>」にも適合している。（P19, 20, P27）</p>

受付日	令和5年12月5日
受付番号	No. 21

○	土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない
	当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。
○	営利、政治又は宗教に係る活動でない
	当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。

認定の可否	可
-------	---

受付日	令和5年12月13日
受付番号	No. 22

景観づくり団体 認定チェックシート

団体名	株式会社 SHUHARI	団体構成員の数	5人
申請日	令和5年12月13日	活動範囲	あさかりードタウン
活動目的	子ども、子育て世代の第3の居場所づくり		
活動内容	街の景観を大切に、自然、緑を取り入れたワークショップの開催やイベントの企画、実施。 GEsBAGELWORKS、グリーンバードともコラボ。		
備考			

認定要件 適合状況	
判定 (○/×)	認定要件（朝霞市景観計画抜粋）
○	<p>景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められる</p> <p>当該団体は、「子どもたちの豊かな未来のための基礎力を育むこと」使命に、市内で保育所や児童発達支援事業などの複合的な福祉事業を運営しており、そのノウハウを生かし、自然や緑を取り入れたワークショップ及びイベントの企画、実施をし、子どもや子育て世代の第3の居場所と街の景観を作りたいという思いから申請したものである。また今後においても、景観を大切にしたいイベントを開催する意向がある他、他団体と連携し、景観づくりを推進することからゾーン別景観づくりの方針に位置づける「人が集いやすくなる空間づくり」や「にぎわいの創出」に適合している他、様々な主体が協働して景観づくりを進めることでだれもが愛着を感じるまちを目指す景観づくりの目標4「みんなでつくる愛着あるまち」にも適合している。(P25, P20)</p>
○	<p>土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではない</p> <p>当該団体の活動により、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限することはない。</p>
○	<p>営利、政治又は宗教に係る活動でない</p> <p>当該団体の活動は、地域のにぎわいの景観の創出等に資するものであり、営利、政治又は宗教に係るものではない。</p>

認定の可否	可
-------	---

景観づくり団体の活動範囲図



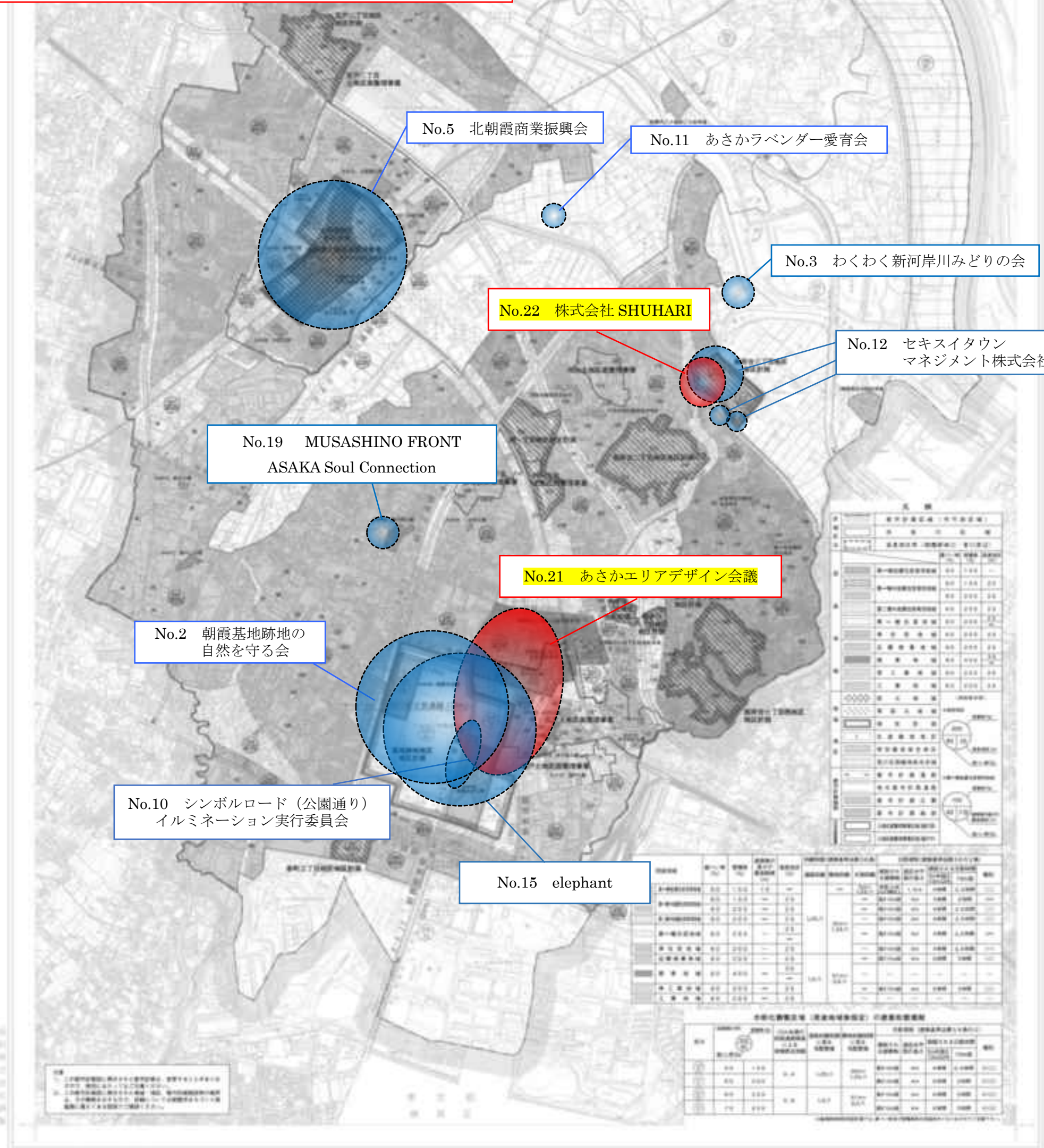
…新規申請

市内全域

- No.1 NPO 住みたい朝霞まちづくりネットワーク
- No.7 朝霞市商工会
- No.8 朝霞キャロットロータリークラブ
- No.9 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 および
東洋大学ライフデザイン研究科人間環境デザイン専攻
- No.13 朝霞なるこ遊和会
- No.14 株式会社林土木関東支店
- No.17 株式会社良元興業
- No.18 株式会社リゾン
- No.20 若櫛-wakakeyaki-

黒目川

- No.4 黒目川の景観を考える会 (朝霞第一小学校付近から東橋)
- No.6 十文字学園女子大学生生活環境研究所 (新座市から浜崎黒目橋)
- No.16 朝霞に桜の名所をつくる会 (全域)



朝霞市景観計画
景観づくり団体関係 抜粋資料

③連携・協働による景観づくり

良好な景観づくりを進めるためには、市だけでなく、市民や事業者の取り組みが不可欠です。本計画では、市民・事業者・市のそれぞれを景観づくりの主体、あるいは担い手として位置づけ、景観づくりの目指す方向をそれぞれの主体が共有しながら、各主体の連携・協働によって取り組むこととします。

●市民

市民は、景観づくりへの関心や理解を深め、日常の暮らしの中で景観について考え、周囲に配慮することが大切です。

また、景観づくりの重要な担い手として、地域の景観づくりに主体的に参加・協力することが必要です。

●事業者

事業者は、事業活動が周囲に影響を与えることを認識し、地域の景観と調和するよう配慮するとともに、主体的に地域の景観づくりに貢献することが大切です

また、市民と同様、景観づくりの重要な担い手として、地域の景観づくりに主体的に参加・協力することが必要です。

●市

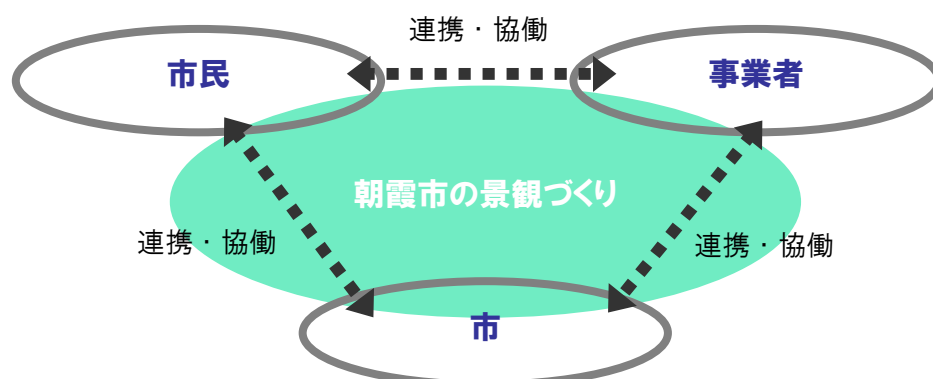
市は、景観づくりの基本理念、目標などに基づき、良好な景観づくりを総合的に推進します。また、市民や事業者による景観づくりを支えるための施策を実施するとともに、市民や事業者の意見を反映した新たな施策を策定するものとします。

さらに、景観づくりに関する情報の発信、意識の啓発、知識の普及などや市民及び事業者による景観づくりの取り組みを支援していきます。

景観づくりの各主体の役割

- ・ 景観づくりへの理解・意識の高揚
- ・ 地域の景観づくりへの参加・協力

- ・ 地域の景観づくりへの貢献
- ・ 地域の景観づくりへの参加・協力



- ・ 景観づくり施策・事業の積極的な推進
- ・ 市民・団体・事業者などの取り組みの支援
- ・ 庁内関係各課や県などの関係機関との連携体制の強化

2 景観づくりの基本理念

景観づくりを通したまちづくりを進めるに当たり、以下の基本理念を設定します。

景観づくりの基本理念

景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞

私たちは景観を通してまちの魅力を感じています。朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、だれもが住み続けたい、訪れたいと感じるまちを目指します。

本市が景観計画を策定し、良好な景観形成を進めるためには、なぜ景観づくりに取り組むのか、その基本的な考え方を、市民や事業者と市が共有することが大切です。

景観によって、まちに暮らす人も初めて訪れる人も、直感的にその場所の魅力を見て感じることができます。まちの魅力を高めるために良好な景観づくりは欠かすことができません。

本市では、景観形成はより良いまちづくりのための手段との考えのもと、景観という視点でまちの課題や可能性を考え、見てわかる形でまちの魅力を高めるために、景観づくりに取り組みます。

また近年、シティセールス^{※1}の取り組みが全国の自治体で活発化しています。人口減少社会への対応や地域経済の活性化のために、まちのブランド力を高める“選ばれるまちづくり”の取り組みが重要となっています。

埼玉県が策定した「まちづくり埼玉プラン都市計画の基本指針（平成20年3月）」では、本市を含む県南部の土地利用の方向性に“県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまち”が位置づけられています。本市においても、平成26年4月に「シティ・セールス朝霞ブランド」^{※2}を認定し、そのひとつに黒目川の景観を選定しています。

このため、本市の自然環境や歴史的・文化的な資源を活かし、快適で活力ある住宅都市としての魅力を高めて発信することで、より多くの人々が朝霞に住み続けたい、訪れたいと感じる、選ばれるまちを目指します。



東武東上線の車窓から黒目川上流を望む

※1 シティセールス

都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取り組み。

※2 シティ・セールス朝霞ブランド

地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定。黒目川の景観のほか、本田 美奈子、モニュメント、彩夏祭、朝霞アートマルシェ、ニンジンの5つを認定している。

3 景観づくりの目標と方針

(1)景観づくりの目標と基本方針

景観づくりの基本理念を具体的に実現するために、上位・関連計画から景観づくりを総合的に実施するために重要となるキーワードを抽出し、そのキーワードをもとに、以下の4つの景観づくりの目標と基本方針を設定します。景観づくりの目標年次は、おおむね20年後として設定します。

キーワード1：水と緑

朝霞市の自然を代表する川や武蔵野の緑がつくる「水と緑」の景観の保全と創出は、やすらぎと潤いのあるまちづくりに不可欠です。

景観づくりの目標 1

やすらぎを感じるまち

キーワード2：住み心地

首都圏近郊の住宅都市として発展してきた朝霞市が、住みたいと感じるまちになるためには、まちなみの美しさとともに、安全で安心して歩ける道や地域の歴史文化を伝える場づくりなど、「住み心地」が良いと感じる景観づくりが重要です。

景観づくりの目標 2

住みたい、住みたいと感じるまち

キーワード3：にぎわい

鉄道駅周辺は本市の商業の拠点であり、玄関口にふさわしい景観づくりが重要です。地域の活力を支える商店街、交流拠点の公園などでは、良好な景観を形成するとともに、交流行事の充実や情報発信により、地域住民だけでなく、訪れる人にも魅力的な「にぎわい」の創出が重要です。

景観づくりの目標 3

訪れたいと感じるまち

キーワード4：協働

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者など様々な主体の活動が積み重なってつくられることから、良好な景観形成は行政だけでは実現できません。地域に関わるすべての人々の「協働」による景観づくりを継続的に実行することが大切です。

景観づくりの目標 4

みんなで作る愛着あるまち

景観づくりの目標

1 やすらぎを感じるまち

キーワード「水と緑」

黒目川、荒川、新河岸川などの河川、武蔵野台地の面影を残す斜面林や農地などの緑地が織りなす「水と緑」の景観は、本市を代表する郷土景観です。

「水と緑」の景観の保全と創出に取り組むことで、身近な自然にふれあい、やすらぎを感じるまちを目指します。



黒目川



島の上公園からの眺望



黒目川の遊歩道

基本 方針

- 黒目川などの川の自然を守り、水辺に親しめる場をつくります
- 武蔵野の面影を残す斜面林などの緑地を守り、育てます
- 四季の変化や郷土の特色が感じられる視点の場をつくります

景観づくりの目標

2 住みたい、住み続けたいと感じるまち

キーワード「住み心地」

首都圏近郊の住宅都市として発展してきた本市が、これからも住みたい、住み続けたいと感じるまちになるためには、まちなみの美しさとともに、安全で安心して歩ける道や地域の歴史文化を伝える場づくりなど、「住み心地」が良いと感じる景観づくりが重要です。

「住み心地」の良さが伝わる、安全で快適な住まいの景観づくりに取り組むことで、住みたい、住み続けたいと感じるまちを目指します。



駅前通線（朝霞駅南口周辺）



北朝霞・朝霞台駅周辺



公園通り（陸上競技場周辺）

基本 方針

- 住み心地の良いまちなみをつくります
- 安全で快適と感じる道をつくります
- まちの歴史や文化を伝える場所を守ります

景観づくりの目標

3 訪れたいと感じるまち

キーワード「にぎわい」

鉄道駅や広域幹線道路の周辺は本市の商業の拠点であり、玄関口にふさわしい景観づくりが重要です。地域の活力を支える商店街、交流の場となる公園などでは、良好な景観を形成し、地域住民だけでなく、訪れる人にも魅力的な「にぎわい」の創出が重要です。

地域の活力や魅力が伝わる「にぎわい」景観の創出と発信に取り組むことで、多くの人々が訪れたいと感じるまちを目指します。



黒目川花まつり（黒目川）



アートマルシェ
（朝霞駅東口駅前広場）



彩夏祭
（公園通り）

基本
方針

- 駅周辺などでにぎわいを演出します
- 人が集い、笑顔があふれる場をつくります

景観づくりの目標

4 みんなでつくる愛着あるまち

キーワード「協働」

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者など様々な主体の活動が積み重なってつくられることから、良好な景観形成は行政だけでは実現できません。

地域の関係者が連携、協力して景観づくりに取り組むとともに、行事の充実や情報発信により、地域への誇りや愛着が生まれ、地域への誇りや愛着がより良い景観づくりにつながっていきます。

朝霞らしい風景を守り、育て、継承していくため、地域に関わるすべての人々との「協働」による景観づくりを継続して、だれもが愛着を感じるまちを目指します。



道路の清掃活動



里山の管理活動



川の清掃活動

基本

- 市民や事業者と行政が力をあわせて、景観づくりに取り組みます
- 継続的に取り組むことで、誇りや愛着の持てるまちを目指します
- 朝霞の顔となる、まちの魅力を発信します

(2)ゾーン別景観づくりの方針

①景観ゾーン設定の考え方

景観づくりの目標と基本方針を実現していくために、景観計画の区域において、地域の現状や景観特性、都市計画マスタープランの土地利用方針などを踏まえ、次の3つの景観ゾーンを設定します。

景観ゾーンの区分と概要

	景観ゾーン	概要
<p style="text-align: center;">朝霞市全域 (景観計画区域)</p>	<p style="text-align: center;">水と緑を活かすゾーン</p>	<p>身近な自然環境として重要な黒目川、新河岸川を主体として、周辺の斜面林や農地などの緑地が織りなす、水と緑の景観を保全するゾーン</p> <p>【黒目川周辺】 黒目川及びその周辺の農地、斜面林を含む範囲（黒目川周辺の低地とその周辺の崖線までの範囲）</p> <p>【新河岸川・荒川周辺】 荒川低地と周辺の農地、緑地を含む範囲、及び根岸台地区の一部の崖線上の斜面林を中心とした、まとまった緑地を含む範囲</p> <p>【基地跡地周辺】 基地跡地と周辺の公共施設を含む範囲</p>
	<p style="text-align: center;">安全で快適な住まいゾーン</p>	<p>多くの市民が暮らす住宅地において、安全で快適な質の高い住環境を形成するため、美しいまちなみを形成するゾーン</p> <p>【住宅地域】 主な土地利用が住宅の地域（「水と緑を活かすゾーン」、「商業にぎわいゾーン」を除く）</p>
	<p style="text-align: center;">商業にぎわいゾーン</p>	<p>鉄道駅の周辺や主要幹線道路沿道において、魅力ある商業地域を形成するため、にぎわいの景観を創出するゾーン</p> <p>【朝霞駅周辺】 朝霞駅の駅前広場及び市役所を中心に、周辺で商業施設の立地を誘導する地域</p> <p>【北朝霞・朝霞台駅周辺】 北朝霞・朝霞台駅の駅前広場を中心に、駅周辺で商業施設の立地を誘導する地域</p> <p>【川越街道沿道】 川越街道（国道254号）及び旧川越街道の沿道（川越街道の道路端から50mの範囲、旧川越街道沿いの近隣商業地域）</p>

景観ゾーンの対象範囲

景観ゾーン	対象範囲(用途地域など)
水と緑を活かすゾーン	【黒目川周辺】 ・黒目川の上流域（膝折3丁目・4丁目）：工業地域及び第一種住居地域 ・黒目川の中流域～下流域（大字溝沼から大字岡、大字田島まで及び大字根岸）：市街化調整区域
	【新河岸川・荒川周辺】 ・主に市街化調整区域（大字上・下内間木、大字宮戸、大字浜崎、大字宮戸、大字田島、大字根岸、大字台、田島など） ・主に第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域（根岸台地区の一部）
	【基地跡地周辺】 ・市街化調整区域 ・基地跡地地区地区計画区域
安全で快適な住まいゾーン	【住宅地域】 ・主に市街化区域の住居系、工業系の用途地域がある区域
商業にぎわいゾーン	【朝霞駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域
	【北朝霞・朝霞台駅周辺】 ・商業地域及び近隣商業地域 ・北朝霞地区地区計画区域
	【川越街道沿道】 ・主に準住居地域、近隣商業地域

※景観づくり重点地区については、

- ・別冊 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」
 - ・別冊 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」
- を参照ください。

景観ゾーンの概念

安全で快適な住まいゾーン

商業にぎわいゾーン

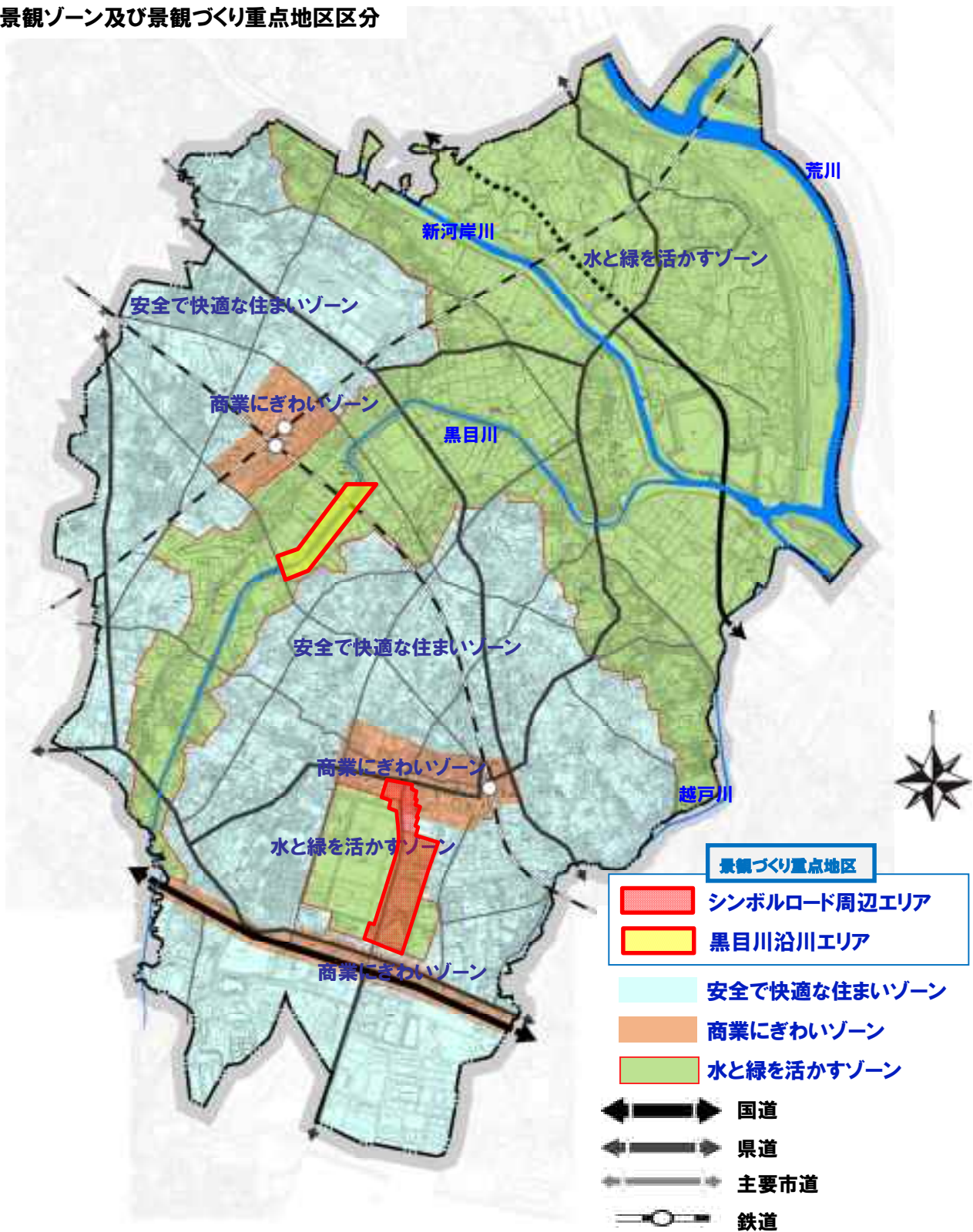
北朝霞・朝霞台駅周辺

水と緑を活かすゾーン

黒目川沿川エリア



景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分



安全で快適な住まいゾーン

水と緑を活かすゾーン

商業にぎわいゾーン

水と緑を活かすゾーン

シンボルロード周辺エリア

朝霞駅周辺

基地跡地周辺



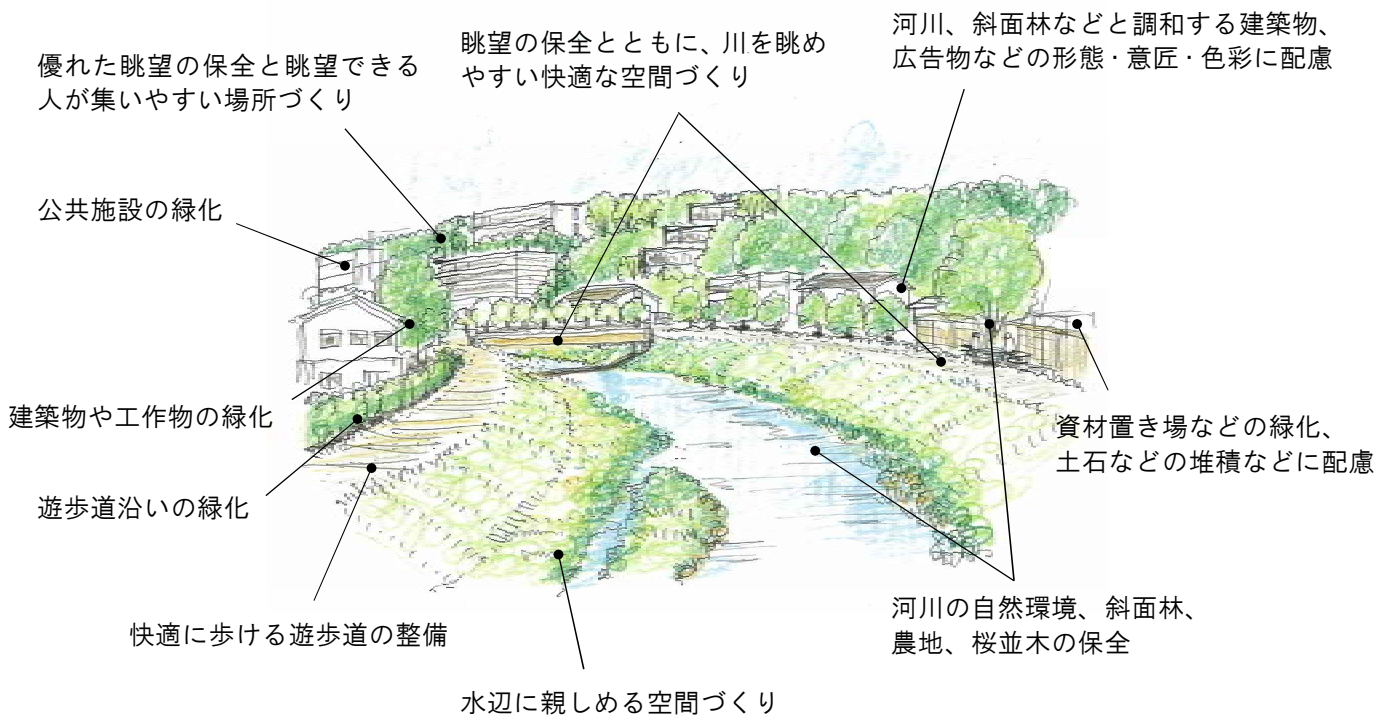
②景観ゾーンごとの景観づくりの方針

ゾーン別の景観づくりの方針を定めます。

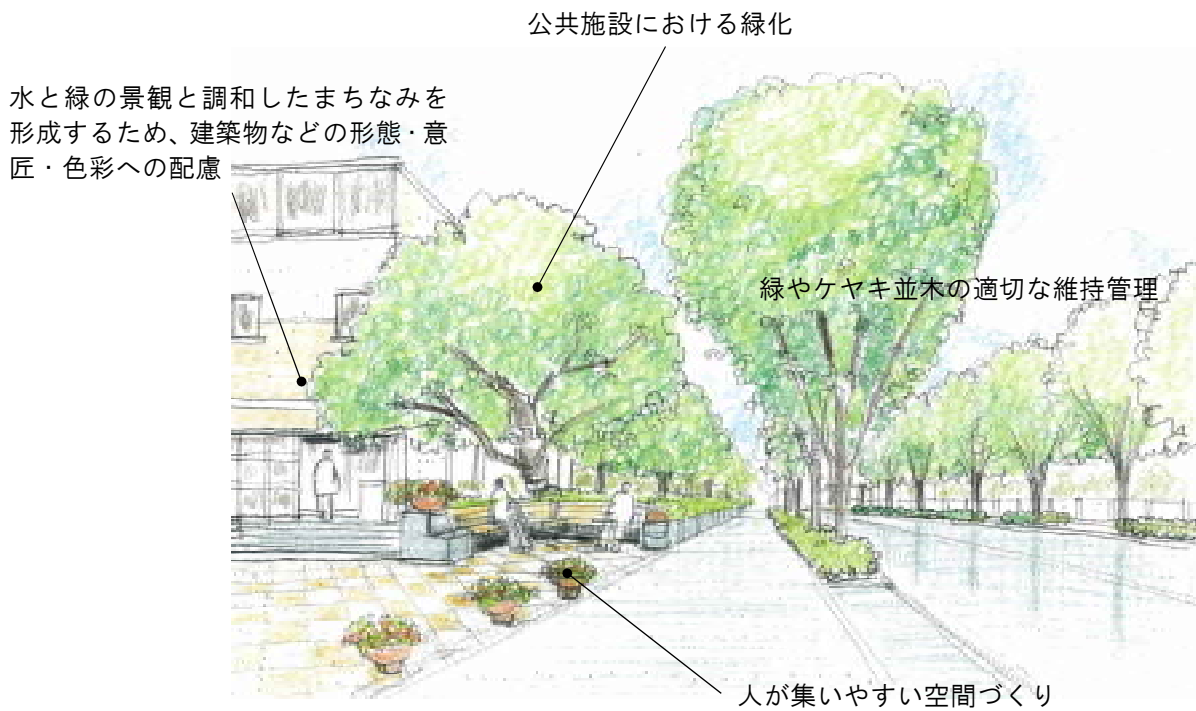
水と緑を活かすゾーンの景観づくりの方針

- 河川の自然環境、周辺の斜面林、農地や桜並木を保全します。
- 基地跡地、その周辺の公園の緑やケヤキ並木を保全し、適切な維持管理に努めます。
- 道路や遊歩道沿い、基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、緑化に努めます。
- 建築物、工作物や資材置き場などの緑化を推奨します。
- 東林橋、東武東上線沿線や島の上公園などの良好な眺めを保全するとともに、快適な空間づくりに取り組みます。
- 快適に歩ける遊歩道づくりや、黒目川などの水辺に親しめる空間づくりに取り組みます。
- 基地跡地周辺や河川沿いの公共施設において、人が集いやすくなる空間づくりに努めます。
- 河川、斜面林や農地などの水と緑の景観と調和し、旧高橋家住宅、城山公園、柵塚古墳などの歴史的資源を活かしたまちなみを形成するため、建築物、広告物などの形態・意匠・色彩、土石の堆積などに配慮します。
- 国道 254 号バイパス沿道の土地利用が、周辺の自然環境や農地などと調和するよう、景観形成のルールづくりに取り組みます。

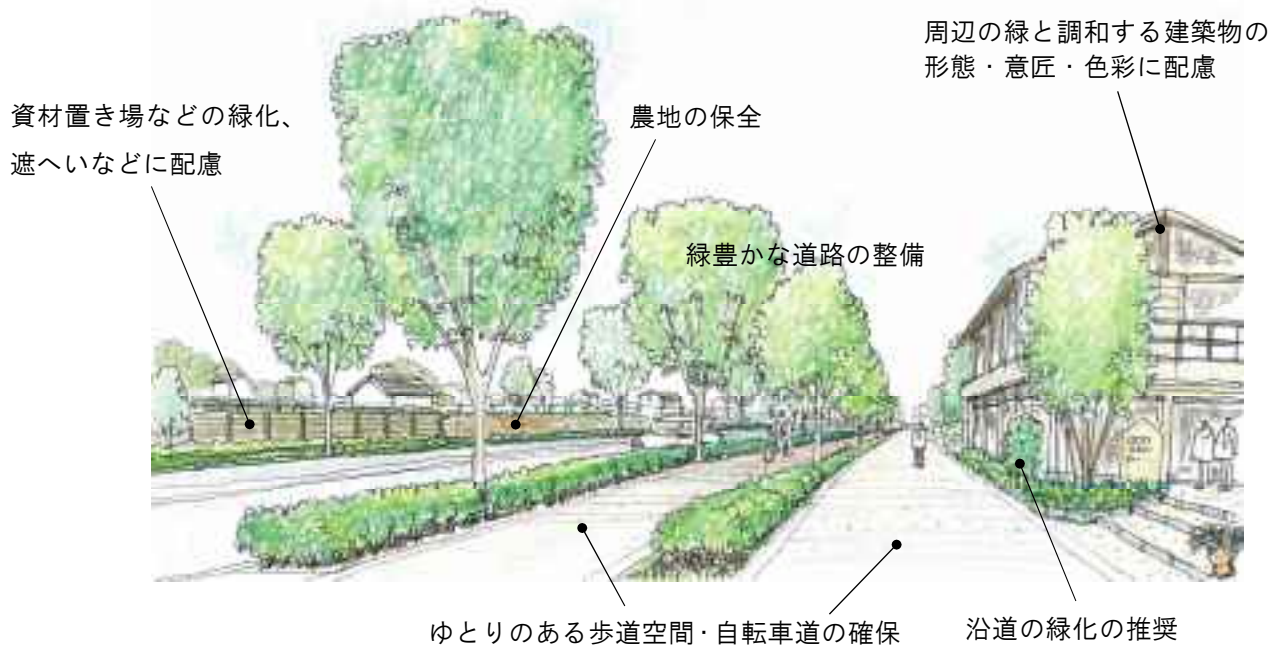
景観づくりのイメージ(河川)



景観づくりのイメージ(並木)



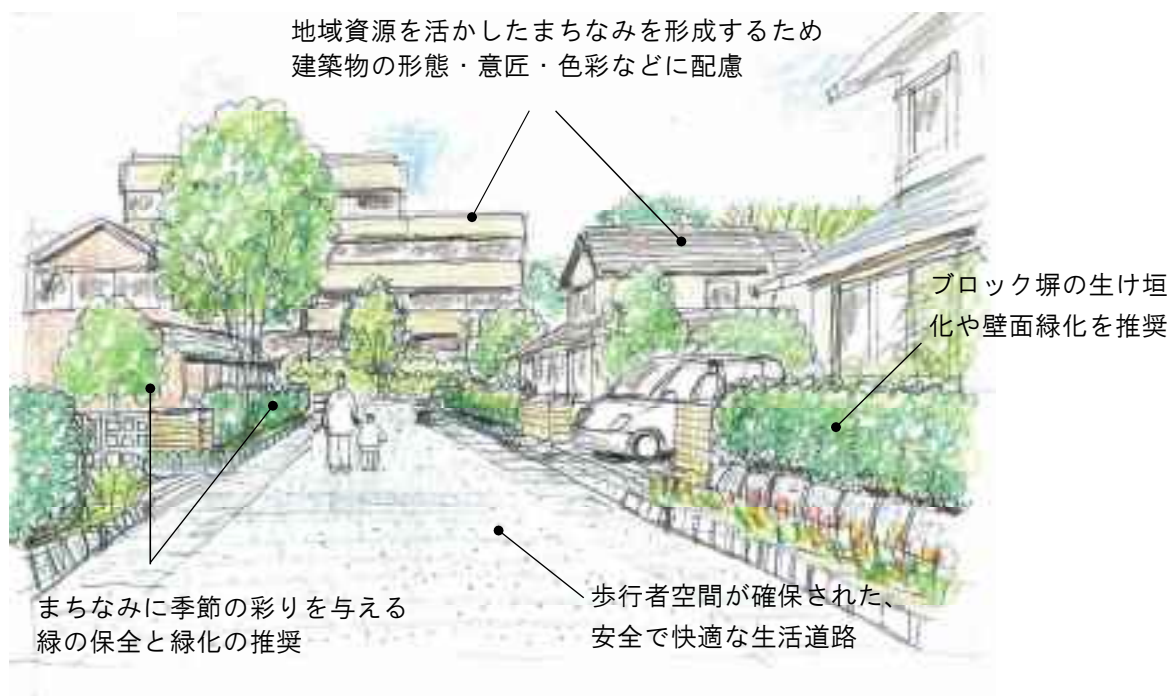
景観づくりのイメージ(広域幹線道路)



安全で快適な住まいゾーンの景観づくりの方針

- 季節の彩りを与えてくれるまちなみを形成するため、生け垣や壁面緑化を推奨します。
- 滝の根公園など、住宅街の中の公園や緑地、街路樹などを保全し、適切な維持管理に努めます。
- 買い物や通勤など日常生活に密着した生活道路において、歩行者空間の確保に努めることで、安全で快適な道づくりを進めます。
- 湧水代官水、広沢の池や寺社などの地域資源を活かしたまちなみを形成するため、建築物や広告物などの形態・意匠・色彩に配慮します。

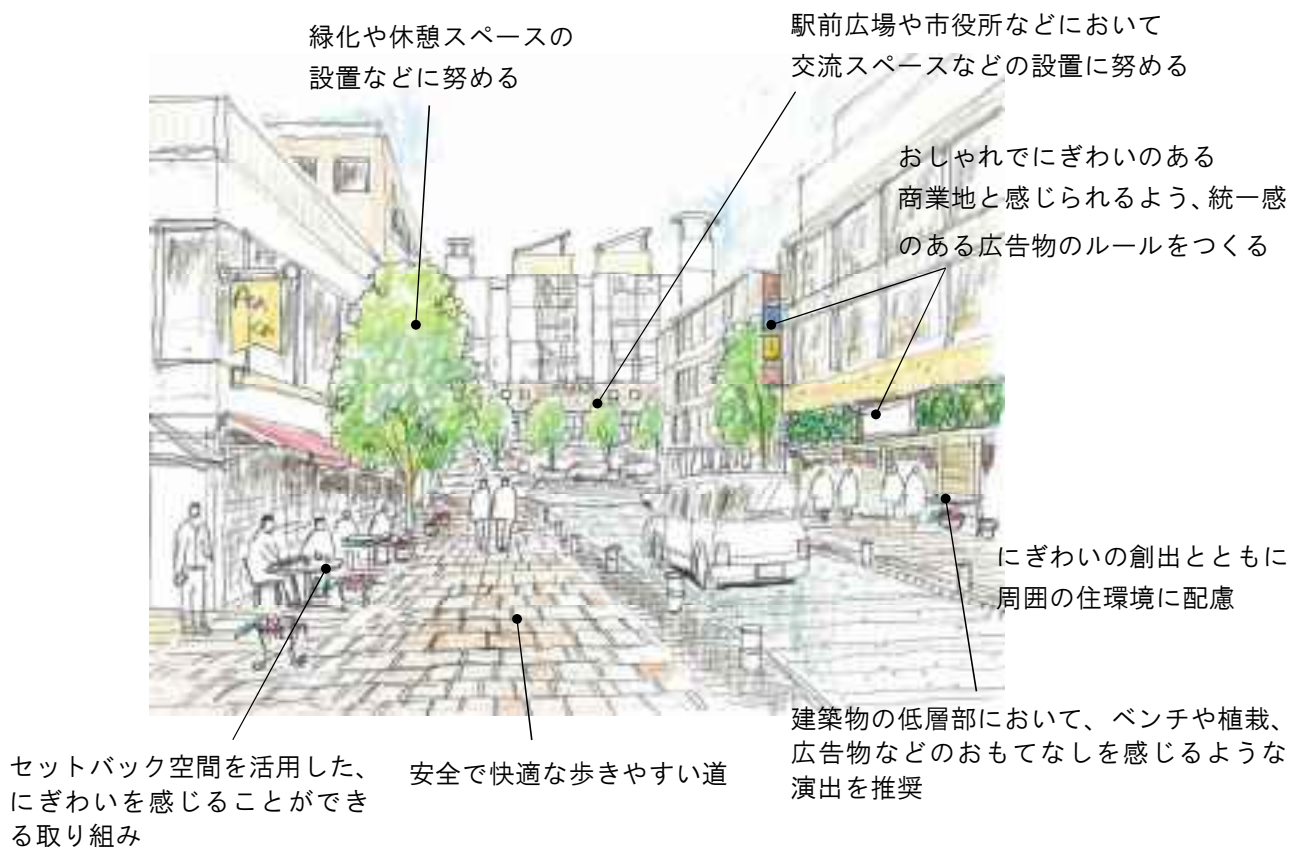
景観づくりのイメージ



商業にぎわいゾーンの景観づくりの方針

- 安全で快適な歩きやすい道づくりのために、歩道などの整備を進めるとともに、緑化や休憩スペースの設置などに努めます。
- 建築物の低層部分において、訪れた人がおもてなしの心を感じられるようなベンチ、植栽、広告物などによる魅力的な演出を推奨します。
- おしゃれでにぎわいのある商業地と感じられるよう、統一感のある広告物のルールづくりに取り組みます。
- 訪れたいと感じられる空間づくりのため、北朝霞・朝霞台駅周辺のセットバック空間の活用に取り組みます。
- 駅前広場や市役所などにおいて休憩・交流スペースなどの設置に努めます。
- にぎわいを創出するとともに、周囲の住環境との調和に配慮します。

景観づくりのイメージ



(3) 景観重要公共施設の選定と整備

① 景観重要公共施設の選定の考え方

景観重要公共施設は、景観づくりを図るうえで重要な公共施設を景観計画に位置づけ、整備や占用許可の基準によって、景観づくりを進めるものです。

本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観づくりを進めます。

② 景観重要公共施設の整備に関する事項

以下の施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めます。なお、景観重要公共施設は、今後、必要に応じて追加していくものとします。

1 黒目川

整備に関する事項

本市を代表する黒目川の水と緑の景観を次代に継承するため、黒目川の自然環境に配慮した整備、桜並木の適正な維持管理、川の眺めを大切に空間づくりに努めます。



2 公園通り(都市計画道路 上ノ原通線)及びシンボルロード

整備に関する事項

本市を代表する、ケヤキ並木やツツジ等と周辺の公共施設等が一体となって形成する緑の景観を次代に継承するため、適正な維持管理、快適に歩くことができる空間づくりに努めます。



3 浜崎黒目橋

整備に関する事項

浜崎黒目橋は黒目川に架かる人道橋であり、黒目川沿川の良好な景観形成に重要な公共施設として、地域の景観と一体となった整備や適正な維持管理に努めます。



(2) 景観づくりの担い手の育成

① 景観づくり団体の認定

主体的に景観づくりに取り組もうとする市民や事業者が組織する団体を、景観条例に基づき、景観づくり団体に認定し、市はその活動を支援します。

景観づくり団体は、地域の身近な景観づくりを目指す活動だけでなく、地域に限定されない幅広い活動を推進し、景観づくりを担っていくことが期待されます。

景観づくり団体の活動イメージ



② 市民が参加できる場づくり

景観に関する認識を深め、積極的に景観づくりに参加することができる場として、景観づくり市民サポーターなどの市民が参加できる仕組みづくりを検討します。

③ 景観づくりに関する活動団体の交流促進

景観づくりにかかわる活動団体間の交流を図り、情報共有・提供の場づくりとともに、団体間で活動を協力し合えるネットワークづくりに努めます。



黒目川関係団体で協議し植樹

④ 景観づくりの支援

景観づくり協定や景観づくり団体の活動など、住民などが主体となった景観づくりの取り組みを推進するために、景観づくりにかかわる基金の創設など、技術面・費用面の支援を検討します。

また、市民が景観づくりに関して相談できる仕組みを検討します。